

桶川市既存木造住宅耐震化事業 補助金のご案内

市では昭和56年5月31日以前に着工され、一定の要件を満たした木造住宅を対象に
耐震診断、耐震改修(耐震補強工事)、建替え、耐震改修と併せて行うリフォーム
に対して補助金を交付しています。

以下に制度の概要を載せてありますのでご覧ください。詳しくは、下記までお問合せください。

都市整備部 建築課 建築指導係

住所：桶川市上日出谷936-1（分庁舎内） 電話：048-786-3211(代)
※5月7日以降は新庁舎で業務開始になります。

新庁舎住所：桶川市泉1丁目3番28号 直通電話：787-4957

1. 耐震診断費用の補助

① 補助対象となる建築物の要件

- ・市内に所在している一戸建て住宅又は兼用住宅であること
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ・在来軸組構法又は枠組壁工法によって建築されたものであること
- ・地階を除く階数が2以下であること
- ・建築基準法その他の法令に違反していないこと

② 補助対象となる申請者の要件

- ・建築物の所有者又は居住者であること（2親等以内の親族が所有する場合に限る）
- ・市税を滞納していないこと

③ 補助金の額

耐震診断に要する費用又は一戸当たり13万円の
いずれか少ない額の1/2でかつ5万円まで

例) 耐震診断費用が15万円の場合

上限 1/2	
補助金	
5万円	6万5千円 13万円

15万円と13万円
のいずれか少ない額

◇耐震診断の依頼先

- ・建築士事務所に属する建築士

※耐震診断（耐震改修の設計）は、建築士の主たる業務のひとつ

です。建築士事務所として登録されている業者（に属する建築士）に相談してください。

、なお、埼玉県や(財)日本建築防災協会などでは、建築関係団体と調整の上、耐震診断や耐震改修のできる設計事務所及び工事業者の一覧をホームページに掲載しています。また、埼玉県内の右記建築関係団体でも、それぞれ相談窓口を開設しています。相談先がわからない場合は、参考にしてください。

名 称	電話番号
(社)埼玉県建築士事務所協会	048-864-9313
(社)埼玉建築設計監理協会	048-861-2304

裏面もあります

2. 耐震改修(耐震補強工事)費用の補助

① 補助対象となる建築物の要件

「耐震診断費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

- ・耐震診断の結果、改修が必要であると判定されたものであること
(上部構造評点が1.0未満又はその基礎が安全でないとの判定結果になったもの)

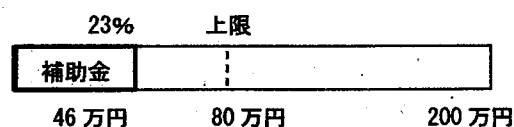
② 補助対象となる申請者の要件

- ・建築物の所有者かつ居住者であること
- ・居住者全員が市税を滞納していないこと
- ・すべての所有者から耐震化事業の実施について承諾を得ていること(共有名義の場合)

③ 補助金の額

耐震改修に要する費用の23%で、
かつ80万円まで

例) 耐震改修費用が200万円の場合



3. リフォーム費用の補助

① 補助対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

- ・耐震改修と併せて行うリフォームであること

② 補助対象となる申請者の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に該当すること

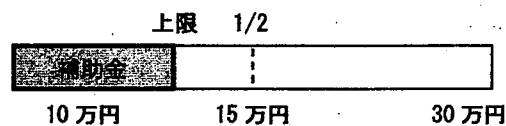
③ 補助金の額

リフォームに要する費用の1/2で、
かつ10万円まで

(耐震改修と併せて行う修繕や模様替等に限る)

※ただし、耐震改修費用の補助金と合算して80万円まで

例) リフォーム費用が30万円の場合



4. 建替え費用の補助

① 補助対象となる建築物の要件

「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる建築物の要件」に加え

- ・既存の建築物を除却し、同一敷地内に新たに建築するものであること
- ・市内に本店を置く建設業者が建築するものであること

② 補助対象となる申請者の要件

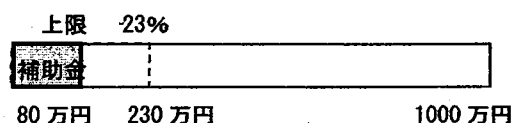
「耐震改修費用の補助」の「補助対象となる申請者の要件」に加え

- ・引き続き3年以上市内に居住しているものであること

③ 補助金の額

建替えに要する費用の23%で、
かつ80万円まで

例) 建替えに要する費用が1000万円の場合



裏面もあります